

被災者生活支援情報

申請期限・対象期間 延長のお知らせ

以下の被災者支援制度の申請期限・対象期間を延長しました。

(制度の概要及び問合せ先は、次ページ以降の「被災者支援制度の申請期限・対象期間をご確認ください」をご覧ください。)

平成29年9月分まで対象期間を延長します

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の減免

- ※ 平成 28 年度に減免申請書を提出している方は、再度申請書を提出する必要はありません。
- ※ ただし、平成 28 年度分の保険料の減免申請については、平成 29 年 4 月 13 日まで。

国民健康保険医療費・後期高齢者医療費の一部負担金の免除

- ※ 平成 29 年 2 月 28 日まで有効の免除証明書をお持ちの方は、平成 29 年 9 月 30 日まで継続して利用可能のため、再度申請書を提出する必要はありません。
- ※ 入院時の食事代、あんま、はりきゅう、整骨院等又は医療保険の適用にならないものなどは免除の対象となりません。

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料の減免

- ※ 平成 28 年度に減免申請書を提出している方は、再度申請書を提出する必要はありません。

介護保険サービス利用料の減免

- ※ すでに減額・免除認定証(ねずみ色)をお持ちの方は、再度申請書を提出する必要はありません。

障がい福祉関係サービス利用者負担の減免

【障害福祉サービス・障害児通所支援・障害児入所支援】

すでに申請書を提出している方は、再度申請書を提出する必要はありません。

【補装具・日常生活用具】

用具申請時に、窓口で被災された旨の申出を行ってください。

平成30年3月分まで対象期間を延長します

認可保育所等保育料の減免・認可外保育施設利用料の支援

市立幼稚園保育料の減免

児童育成クラブの利用者負担額の減免

平成30年3月まで申請期限を延長します

保健衛生事務に関する手数料の免除

平成30年4月まで申請期限を延長します

ひとり親家庭への貸付(住家)

熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予

被災者支援制度の申請期限・対象期間をご確認ください

制度	申請等期限	制度の概要	申請窓口・お問合せ先
1 被災住宅の応急修理	平成 29 年 4 月 13 日(木) 申請期限までに申請出来ないやむを得ない事情がある場合はご相談ください。	地震により住宅が半壊または大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分について、申込者が選定した業者に市が依頼し、一定の範囲内(修理限度額 57 万 6 千円)で応急的に修理します。	●申請窓口 市役所本庁舎14階大ホール ●お問い合わせ先 被災住宅の応急修理ダイヤル ☎096-328-2118
2 平成 28 年度 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の減免	平成 29 年 4 月 13 日(木) ※ただし、平成 29 年 3 月に熊本県後期高齢者医療被保険者の資格を取得する方については、納期限前 7 日(平成 29 年 4 月 24 日(月))までに申請ください。	熊本地震により世帯主が死亡又は重篤な傷病を負われた場合や住家が半壊以上の被害を受けられたことによって支払いが困難になった保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。 ※平成 29 年度の保険料減免については、詳細が決まり次第、本紙及び HP 等にてお知らせします。	国保年金課 ☎096-328-2290 東 区 ☎096-367-9125 西 区 ☎096-329-1198 南 区 ☎096-357-4128 北 区 ☎096-272-6905
3 【延長】 国民健康保険料・後期高齢者医療保険一部負担金の免除	医療機関窓口で免除を受けられる期間は、平成 29 年 9 月診療分までです。	熊本地震により住家が全半壊の被害を受けるなど、被災された被保険者(加入者)が、医療機関を受診する際に、医療費の一部負担金(窓口負担)が免除されます。 ※受診の際に医療機関窓口へ、保険書と一緒に一部負担金免除証明書の提示が必要です。 ※有効期間が「平成 29 年 2 月 28 日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き平成 29 年 9 月 30 日まで、使用することができます。 ※国民健康保険の免除証明書をお持ちの方で、新たに後期高齢者保険へ移行される方は、後期高齢者医療の免除証明書の取得が必要です。	各区役所区民課 中央区 ☎096-328-2278 東 区 ☎096-367-9125 西 区 ☎096-329-1198 南 区 ☎096-357-4128 北 区 ☎096-272-6905

制度		申請等期限	制度の概要	申請窓口・お問合せ先
4	【延長】 介護保険料の 減免	免除を受けられる期間は、 平成 29 年 9 月分までで す。	熊本地震により住家が全半壊の被害を受けられるなど、被災された65歳以上の方の介護保険料(平成29年9月分まで)について、減免が受けられる場合があります。 ※平成28年度に減免申請書を提出している方は、再度申請する必要はありません。 ※平成29年度介護保険料減免は、平成29年8月(本算定)以降に決定の上、通知する予定です。	高齢介護福祉課 ☎096-328-2347 各区役所福祉課 中央区 ☎096-328-2311 東 区 ☎096-367-9127 西 区 ☎096-329-5403 南 区 ☎096-357-4129 北 区 ☎096-272-1118
5	【延長】 介護保険サー ビス利用料の 免除	免除を受けられる期間は、 平成29年9月サービス利 用分までです。	被災された方で、介護保険利用者負担減額・免除認定証(ねずみ色)をお持ちの方の介護保険サービス利用料の免除を行います。 ※サービスを利用した施設・事業所へ、介護保険利用者負担減額・免除認定証(ねずみ色)の提示が必要です。 ※すでに減額・免除認定証(ねずみ色)をお持ちの方は再度申請する必要はありません。	
6	【延長】 障がい福祉関 係サービスの 利用者負担の 免除	免除を受けられる期間は、 平成29年9月サービス利 用分までです。	被災された方で、障がい福祉関係サービス(障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児入所支援、補装具及び日常生活用具)について利用者負担のある方に対し、利用者負担の免除を行います。	(障害福祉サービス、障害児通所支援、補装具及び日常生活用具) 障がい保健福祉課 ☎096-328-2519 (障害児入所支援) 児童相談所 ☎096-366-8181
7	【延長】 保健衛生事務 に関する手数 料の免除	平成 30 年 3 月 30 日(金) 既に施設を建て替えたり、移転したりして営業を再開された際に支払われた、保健衛生事務に関する申請等の手数料の還付に関する申請期限も平成30年3月30日です。	今回の地震で被災した施設を建て替えたり、移転したりして営業を再開される方等を対象に、保健衛生事務に関する申請等の手数料を免除します。	生活衛生課 ☎096-364-3187 食品保健課 ☎096-364-3188 医療政策課 ☎096-364-3186 動物愛護センター ☎096-380-2153
8	就学援助(平 成 29 年度分)	平成 30 年 3 月 30 日(金)	経済的な理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な援助(平成29年度分の給食費の免除、学用品費の支給等)を行います。	●申請窓口 各小・中学校 ●お問合せ先 学務課 ☎096-328-2716
9	【延長】 保育所等保育 料の減免・認 可外保育施設 利用料の支援	対象期間は、 平成 30 年 3 月分までで す。	熊本地震により住宅に全壊及び半壊の被害を受けられた方は、平成29年度分の保育所等保育料の減免または認可外保育施設の利用料の支援を受けられる場合があります。	保育幼稚園課 ☎096-328-2568 各区役所保健子ども課 中央区 ☎096-328-2421 東 区 ☎096-367-9130 西 区 ☎096-329-6838 南 区 ☎096-357-4135 北 区 ☎096-272-1104

制度		申請等期限	制度の概要	申請窓口・お問合せ先
10	【延長】 市立幼稚園の 保育料の減免	対象期間は、 平成 30 年 3 月分まで です。	熊本地震により住家に全壊及び半壊の被害を受けられた方は、平成 29 年度分の市立幼稚園の保育料の減免を受けられる場合があります。	各市立幼稚園
11	【延長】 児童育成クラブの 利用者負担額の減免	対象期間は、 平成 30 年 3 月分まで です。	熊本地震により住家に全壊及び半壊の被害を受けられた方は、平成 29 年度分の利用者負担金の減免を受けられる場合があります。	各児童育成クラブ 青少年教育課 ☎096-328-2277
12	【延長】 ひとり親家庭 への貸付(住家)	平成 30 年 4 月 30 日(月) ※ただし、特例部分を除く通常の住宅貸付については継続	現に居住し、かつ所有する住宅を補修し、保全し、改築し、又は建設し、購入し、増築するために必要な経費を市内に居住するひとり親家庭に対して貸付を行います。	熊本市母子父子相談室 (熊本市母子・父子福祉センター内) ☎096-385-1228 ※午前 9 時 30 分～午後 4 時 ※月曜・祝日休み 各区役所保健子ども課
13	【延長】 熊本市母子父子 寡婦福祉資金貸付の償還 の猶予	平成 30 年 4 月 30 日(月)	熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付を償還中の方で、償還が困難な方については、償還を猶予できる場合があります。	中央区 ☎096-328-2421 東 区 ☎096-367-9130 西 区 ☎096-329-6838 南 区 ☎096-357-4135 北 区 ☎096-272-1104
14	被災者生活再 建支援金の支 給	基礎支援金 平成 30 年 5 月 13 日(日) 加算支援金 平成 31 年 5 月 13 日(月)	地震により住宅が全壊(大規模半壊)の被害を受けられた世帯に生活再建の支援金を支給します。 住宅が半壊(大規模半壊を含む)の被害を受け、当該住宅の補修費等が著しく高額となることなどのやむをえない事由により、解体をした世帯や、居住する住宅の敷地被害が認められ、その住宅を倒壊の恐れなどやむをえない理由で解体をした世帯も対象となります。	各区役所総合相談窓口 (地域支え合いセンター内) 中央区(市役所 14 階) ☎096-328-2105 東 区 ☎096-367-9267 西 区 ☎096-329-2829 南 区 ☎096-357-4757 北 区 ☎096-272-1972
15	国民年金保険 料の免除	免除を受けられる期間は、 平成 30 年 6 月分まで です。	国民年金第 1 号被保険者で被災により住家・家財などに2分の1以上の損失があった国民年金保険料の納付が困難な方について、年金保険料納付が免除となる場合があります。	国保年金課 ☎096-328-2290 各区役所区民課 中央区 ☎096-328-2278 東 区 ☎096-367-9125 西 区 ☎096-329-1198 南 区 ☎096-357-4128 北 区 ☎096-272-6905